

日 絹 月 報

平成 26 年 10 月号 第 451 号

発行：一般社団法人日本絹人織織物工業会

日本絹人織織物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

本号の主なニュース

1. 当会の展示会出展支援事業（ニューヨーク & パリ）の結果
2. 第 85 回繊維通商問題研究会の開催
3. 「中小企業需要創生法案」の閣議決定
4. 平成 26 年 9 月末までの消費税転嫁対策の取組状況
5. 下請取引適正化推進月間

◇ 当会の展示会出展支援事業（ニューヨーク & パリ）の結果 ◇

絹・合繊維物の普及事業の一環として実施している当会の展示会出展支援事業の海外展（ニューヨーク & パリ）において、高品質のメイドインジャパン・テキスタイルを海外にアピールすべく、ブース内ではアパレル、問屋、小売店、エージェンツに対して積極的な売り込みや商談が行なわれた。

① テックスワールド USA 2014

- ・会期：7 月 22 日～24 日（3 日間）
- ・会場：米国 ニューヨーク市 ジャビッツ・コンベンションセンター
- ・来場者数：5,895 人（前年比 11% 増）
- ・出展企業数：436 社（17 ヶ国）（前年度 438 社 15 ヶ国）
- ・出展企業 国別内訳
中国、韓国、台湾、USA、トルコ、インド、香港、イタリア、コロンビア、カナダ、日本等

当会からは米沢、福島、亀田、石川の 4 産地組合 4 企業が 9 名のアテンド体制で臨み、新規販路開拓を求めて絹 100 点、化合繊 250 点を出品し、当会ブースへの来客数は 60 社（アンケート回答ベース）を数えた。

②テックスワールド パリ 2014

- ・会期：9月15日～18日（4日間）
- ・会場：フランス パリ市 ル・ブルジェ見本市会場
- ・来場者数：15,034人 109カ国（前年 14,420人 104カ国 4%増）
- ・出展企業数：881社（30ヶ国）（前年度：840社 29ヶ国 5%増）
- ・出展企業 国別内訳
中国、韓国、トルコ、インド、日本、香港、パキスタン、タイ、バングラデシュ、フィリピン、スリランカ、モーリシャス、インドネシア、ベトナム、エジプト、レバノン、オランダ、UK、ドイツ、イタリア、フランス、ベルギー、オーストリア、ベラルーシ、チェコ、USA、スイス、ポルトガル、チュニジア、スウェーデン
日本出展者（西村レース、帝人フロンティア、MBC、日絹）

当会からは米沢、福島、桐生、石川の4産地組合4企業1団体が9名のアテンド体制で臨み、新規販路開拓を求めて絹150点、化合繊300点を出品し、ブースへの来客数は70社（アンケート回答ベース）を数えた。

◇ 第85回繊維通商問題研究会の開催 ◇

第85回繊維通商問題研究会が9月24日（水）に開催され（1）日本の繊維貿易の現状（2）EPA交渉の状況（3）EPA産業協力の状況（4）繊維産連欧州ミッション等について説明があり意見交換が行われた。

1. 日本の繊維貿易の現況について

（全般）

2014年1～7月累計で輸出（円ベース）は524,051百万円で前年同期比106.2%、輸入（円ベース）は2,277,896百万円の前年同期比103.5%となった。

2014年7月単月で輸出（円ベース）は81,440百万円で前年同月比108.4%、輸入（円ベース）は344,017百万円の前年同月比97.3%となった。

（輸出）

1～7月累計の円ベースでは、東南アジア（中国含む）向けは前年比105.4%、米州向けは114.5%、欧州は113%と引き続き堅調。

アジアでは、アセアン主要国は軒並み増加。特にベトナムは前年同期比111.6%と好調を維持、構成比で前年比0.4ポイントアップの9%までシェアアップ。

中国は3月より5ヵ月連続で前年同月比減。

(輸入)

1～7月累計の円ベースでは、東南アジアが前年比103%、欧州109.5%、米州105.3%と増加が継続。

アジアでは、ベトナム124.9%、インドネシア112.1%、アセアン全体では122.9%と世界全体の103.5%に比べ大幅な高水準を維持。なかでもミャンマーは149.2%と顕著。バングラデシュも127.8%と依然大幅増。

2. 次回日程について

第86回繊維通商問題研究会は、10月29日(水) 14時～16時

◇ 「中小企業需要創生法案」の閣議決定 ◇

平成26年10月3日

経済産業省

経済の好循環を全国に波及させるため、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(中小企業需要創生法案)」が閣議決定され、本法律案は第187回臨時国会に提出します。

1. 法律案の趣旨

経済の好循環を全国に波及させるため、創業間もない中小企業の官公需の受注促進と、地域産業資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓により地域の需要創生を実現するべく、下記3法が改正します。

- ・「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)」
- ・「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)」
- ・「独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)」

2. 法律案の概要

(1) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正

① 新規中小企業者(創業10年未満の中小企業者)への配慮。

創業10年未満の中小企業者を「新規中小企業者」として定義し、官公需において、国等の契約の相手方として活用されるよう配慮する旨を法定します。

② 国の契約方針(基本方針)の策定

新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るため、新規中小企業者等からの契約目標の設定や受注機会増大のための措置等を盛り込んだ、国の「基本方針」が策定します。

③ 各省各庁等(公庫・独立行政法人等を含む)の契約方針の策定

各省各庁等がそれぞれの実態に応じて、基本方針に即した新規中小企業者等との契約に関する「契約の方針」が策定します。

④ 契約実績の概要の公表

経済産業大臣は、各省各庁等が新規中小企業者をはじめとする中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を公表します。

⑤ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、各省各庁等の依頼に応じて、中小企業に関する情報の提供等の協力業務を行います。

(2) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正

① 市区町村の関与

市区町村が、以下のような積極的な関与を行うことを法定します。

- ・ 都道府県が指定した地域産業資源の内容に意見を申し出ることができます。
- ・ 中小機構から地域産業資源活用事業者等に対する貸付資金の供給を受けられます。
- ・ 中小企業による地域産業資源活用事業等を促進するため、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な施策を策定・実施するよう努めます。

② 地域産業資源活用支援事業計画の創設及びその特例措置

一般社団法人等が、地域産業資源を活用した商品等の需要の動向に関する情報の提供等を行う地域産業資源活用事業を支援するための計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができますようになります。当該認定を受けた計画に基づく事業に関し、中小企業信用保険法や食品流通構造改善促進法の特例措置を講じます。

③ 地域産業資源活用事業の拡充等

「地域産業資源活用事業」の対象に、地域産業資源である農林水産物の生産活動の体験や産業観光等に係る事業を追加します。また、地域産業資源活用事業の実施に協力する者がある場合、その協力の内容等を地域産業資源活用事業計画に記載することができますようになります。

(3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

① 市町村への協力

中小企業の事業活動を支援する市町村に対して必要な協力を行います。

② 検査権限の委任

中小機構への立入検査の権限の一部を経済産業省が金融庁に委任することができますようになります。

3. 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日。ただし、中小機構法に基づく立入検査の権限委任の規定については、平成27年10月1日を予定。

◇ 平成26年9月末までの消費税転嫁対策の取組状況 ◇

平成26年10月10日

経済産業省

平成26年4月の消費税率引上げを踏まえ、経済産業省では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、様々な転嫁対策を実施し、9月末までの主な転嫁対策の取組状況を取りまとめました。

1. 概要

9月末までの累計で、違反行為が明らかになった事業者に対する指導を1,338件、措置請求を3件、勧告・公表を10件実施致しました（公正取引委員会との合算）。消費税の転嫁状況の月次モニタリング調査（9月調査）では、転嫁状況について、「全て転嫁できている」と回答した事業者が7～8割、「全く転嫁できていない」と回答した事業者は4～5%となっており、前月調査から大きな変動はありませんでした。

2. 取組状況

(1) 監視・取締り対応の強化

- ・買手側の転嫁拒否行為に対しては、転嫁対策調査官（転嫁Gメン）による監視・取締りを行った。9月末までの累計で、違反行為が明らかになった事業者に対する指導を1,338件、措置請求を3件、勧告・公表を10件実施した（公正取引委員会との合算、詳細は別紙）。今後とも、違反行為に対しては厳正に対処していきます。
- ・消費税の転嫁状況を定期的に把握するため、事業者に対して転嫁状況に関するアンケート調査（4月から毎月実施）を実施した。9月の書面調査では、転嫁状況について、事業者間取引では82.7%、消費者向け取引では73.4%の事業者が「全て転嫁できている」と回答しました。また、「全く転嫁できていない」と答えた事業者は、事業者間取引では4.3%、消費者向け取引では5.3%でした。
- ・中小企業・小規模事業者に対し、転嫁拒否に関する情報を収集するための大規模な書面調査を実施中。また、調査票を直接送付することが困難な事業者に対しても広く調査票が行き渡るよう、商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会等を通じた配布も行っています。
- ・取引の買手側である大規模小売事業者及び大企業等（資本金1億円以上の買手側事業者）に対しても、消費税の転嫁拒否行為等に関する書面調査を実施中です。
- ・中小企業・小規模事業者等への積極的なアプローチとして、転嫁Gメンによるパトロール活動を行っています。具体的には、スーパーやドラッグストア等に対して、転嫁Gメンによる出張相談（計13,544件、9月末現在）や、商工会、商工会議所の経営指導員等との人的ネットワークの構築（計2,328件を訪問、9月末現在）を実施しています。また、信用金庫、信用組合への訪問（計657件、9月末現在）

も行っています。平成 26 年 4 月の消費税率引上げを踏まえ、経済産業省では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、様々な転嫁対策を実施しています。今般、9 月末までの主な転嫁対策の取組状況を取りまとめました。

- ・買い手側への指導強化として、改訂を実施した下請取引適正化ガイドラインについて、ガイドライン説明会（計 174 回、9 月末現在）等を通じて所管業界団体・企業等に対して周知を徹底していきます。

(2) 広報・相談対応の強化

- ・7 月から中小企業庁では、WEB 上に情報セキュリティにも十分に配慮した申告情報受付窓口を設置しました。消費税の転嫁に関する相談の際にご利用ください。これまで通り、電話でのご相談も受け付けています。
申告情報受付窓口 URL <https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>
- ・中小企業 4 団体において 2,328 箇所の相談窓口を設けて相談対応を実施しました（8 月末までに約 98 万件の相談対応を実施。）。
- ・中小企業団体や国が認定する支援機関において転嫁対策に関する講習会等（8 月末までに 13,323 回実施、約 29 万人が参加）を行いました。
- ・消費税転嫁対策に関する分かり易い手引き及びマニュアルを作成し、中小企業団体や国が認定する支援機関を通じて、全国の事業者へ配布しています（約 109 万部を配布済）。
- ・税率引上げ分の負担を御理解いただくためなどのポスターを作成し、中小企業団体や業界団体を通じて、全国の事業者へ配布しています（約 18 万部を配布済）。
- ・消費者をはじめとした国民の皆様に消費税率引上げの理解促進のための啓発イベント（「全国商店街キャラバン～語ろう、くらしと消費税～」）を開催しました（5 月までに計 49 回開催済）。

◇ 下請取引適正化推進月間 ◇

中小企業庁及び公正取引委員会は、下請取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の的確な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）に基づく振興基準の遵守を指導すること等を通じ、その推進を図っています。特に、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発事業を集中的に行っています。

我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いているものの、先行きについては、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクに留意する必要があるとあり、下請事業者の多くが依然として厳しい対応を迫られています。

このような状況を踏まえ、下請取引の一層の適正化を推進するため、本年度の「下

請取引適正化推進月間」において、下請法の普及・啓発のために以下の事業を行います。

1. 平成26年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語【特選作品】

(公正取引委員会との連携事業)

信用は 適正払いの 積み重ね

「下請取引適正化推進月間」を効果的にPRするため、下請取引適正化推進月間のキャンペーン標語（以下「キャンペーン標語」といいます。）の一般公募を昨年に引き続き行い、応募作品の中から、特選1点、入選5点を決定。特選作品をキャンペーン標語に決定しました。

※キャンペーン標語の詳細及び入選作品については、以下を参照下さい。

URL:

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2014/141001ShitaukeGekkan.htm>

2. 下請取引の適正化に係る要請（公正取引委員会及び事業所管大臣との連携）

年末にかけての金融繁忙期において、下請事業者の資金繰り等が懸念されることから、下請法及び下請振興法の周知徹底を図ります。

現下の経済状況では、原材料、燃料価格の高騰等の影響が下請事業者に不当にしわ寄せされることがないように配慮することが必要であり、このため、親事業者約20万社及び事業者団体約750団体に対し、下請取引の適正化に向けて下請法の遵守事項を調達担当者のみならず役員等まで周知徹底を図るなど適切な措置を講じること、また、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことのないよう強く要請するとともに、下請振興法の振興基準を遵守し、下請事業者に対する配慮等を行うよう、経済産業大臣、公正取引委員会委員長及び各事業所管大臣等の連名により、親事業者及び事業者団体に対し通達文書を発出します。

3. 特別事情聴取等の実施を通じた下請法の厳格な運用（中小企業庁独自事業）

中小企業庁では、下請法に基づく書面調査に対する回答がなく督促に応じない親事業者、過去に同様の改善指導を2回以上受けている親事業者を招致する特別事情聴取等を実施しており、今年度も親事業者の役員等を招致して、下請法の遵守状況を確認するとともに、その遵守の徹底を指導していきます。

4. 普及・啓発

- (1) 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナーの開催（中小企業庁独自事業）11月に開催するシンポジウム（札幌、東京、名古屋、大阪及び福岡の5箇所開催）では、下請取引の適正化等に関する基調講演や、下請法遵守などコンプライアンスの強化に取り組む親事業者からの先進事例の紹介、さらには、コンプライアンス強化と取引適正化に向けた望ましい社内体制のあり方をテーマに法務部等の

代表者や弁護士等によるパネルディスカッションを実施するとともに、セミナー（仙台、広島及び高松の3箇所開催）では、下請取引の適正化等に関する基調講演や、下請法遵守などコンプライアンスの強化に取り組む親事業者からの先進事例の紹介等を実施します。

（２）下請取引適正化推進講習会の開催（公正取引委員会との連携事業）

公正取引委員会と協力して、47都道府県（62会場）において、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法及び下請振興法の趣旨・内容を11月に集中的に周知徹底します。

（３）広報誌等への掲載・掲示（公正取引委員会との連携事業）

下請取引適正化推進月間の取り組みの普及・啓発のため、以下を実施します。

- ・ホームページ、メールマガジン等を通じた広報
- ・ポスター、たれ幕を公正取引委員会、経済産業省、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設に掲示・都道府県や中小企業関係団体、事業者団体等の機関誌を通じた広報を行います。

（４）建設業における取引適正化の推進（国土交通省との連携事業）

国土交通省主催の「建設業取引適正化推進月間」事業（本年11月）と連携し、建設業の取引適正化を図るため、国土交通省が行なう建設業法の講習会の周知に協力するとともに、建設業者からの取引に関する相談に対応する「建設業取引適正化センター」と「下請かけこみ寺」の連携を推進します。

以下については、年間を通じて実施しています。

（５）下請取引改善講習会の開催（中小企業庁独自事業）

下請法などの関係法令等の理解を深め、下請取引の適正化及びそのための社内体制の整備等の推進を目的として、下請事業者等を対象に、年間を通じて全国各地で開催しています。基礎コース（半日60回、一日20回）のほか、下請法等について更に理解を深めたい方、実務経験のある方を対象とした実践コース（70回）を設け、全国で実施しています。

（６）下請ガイドライン説明会の開催（中小企業庁独自事業）

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（下請ガイドライン）の説明会を開催し、下請法や独占禁止法上問題となる違反事例等や望ましい取引事例を分かりやすく説明します。年間を通じて、東京で計32回実施するほか、講師派遣による説明会も全国各地で80回程度開催しています。

（７）消費税転嫁対策特別講習会の開催（中小企業庁独自事業）

消費税の円滑な転嫁を推進するため、企業の契約（購買）担当者等を対象に、消費税転嫁対策特別措置法の内容等に係る講習会を全国各地（200回程度）で年間を通じて開催しています。

(本発表のお問い合わせ先)

中小企業庁 事業環境部 取引課長 本道

担当者：柳川、藤田

電 話：03-3501-1511(内線 5291～7)

03-3501-1669 (直通)

ホームページ URL

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2014/141001ShitaukeGekkan.htm>

◇ 「資金調達ナビ」最新の支援情報（全国版） ◇

中小機構では、J-Net21 スタッフが全国の省庁や都道府県庁、支援センターなどの公的機関のサイトに発表されている WEB 情報を収集し、リンク情報として紹介しています。資金制度、募集中の資金情報を資金調達の目的、方法、都道府県別に検索できますので実施されている事業にあわせて情報を入手することが出来ます。

中小機構ホームページ <http://j-net21.smrj.go.jp/raise/index.html>
(日絹ホームページからもリンクしていますので御利用下さい)

(公募中案件)

2014/10/14 掲載

「平成 26 年度 分散型電源導入促進事業費補助金（うち自家発電設備導入促進事業）」（二次公募）（みずほ情報総研）

電気の供給力を強化し、及び需要家の節電を促し、もって電力需給の安定化に資することを目的として、自家発電設備の新增設・増出力、休止・廃止設備の再稼働に対して、設備の導入補助や燃料費の補助を行います。

・募集期間：2014/10/14 - 2014/11/4

2014/10/10 掲載

割賦支払／賃料支払に係る手続き（中小企業基盤整備機構）

10 月 9 日、割賦制度の利用が更新されました。割賦制度を利用すると、初期投資の負担が軽減されます。

2014/9/10 掲載

平成 26 年度「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金 年度またぎ事業（国庫債務負担行為分）」の 2 次公募（環境共創イニシアチブ）

今回の公募は年度またぎ事業（国庫債務負担行為分）のみを対象とし、既設の工場・事業場等における先端的な省エネ設備・システム等の導入であって、「省エネルギー効果・電力

ピーク対策効果」、「費用対効果」及び「技術の先端性」を踏まえて政策的意義の高いものと認められ、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金交付規程に基づき一定の要件を満たす事業（年度またぎ事業（複数年度事業）に限る）に対して国庫補助金（経済産業省からのエネルギー使用合理化等事業者支援補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金）の交付を行います。

・募集期間： 2014/9/10 - 2014/11/10

2014/7/3 掲載

平成 26 年度 中小企業者向け消費税転嫁対策に関する講習会 開催機関募集
(中小企業基盤整備機構)

中小企業者が円滑かつ適正に消費税を転嫁できる環境を整備することを目的に、認定経営革新等支援機関の皆様が講師となる中小企業者向けの【消費税転嫁対策講習会】の実施をサポートします。そこで、「消費税転嫁対策特別措置法」の内容およびそのガイドラインに係る講習会を開催できる、認定経営革新等支援機関を募集します。

2014/5/14 掲載

海外における知的財産権の侵害調査および権利行使（中小企業海外侵害対策支援事業）調査および一部の権利行使費用の 2/3 をジェトロが負担します
(ジェトロ)

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業のために、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査および一部の権利行使にかかった経費の 2/3（上限額：400 万円）をジェトロが負担します。

・募集期間： - 2014/10/31

2014/5/13 掲載

労働時間等設定改善推進助成金（厚生労働省）

傘下の中小企業事業主に対し、「労働時間等の設定の改善」を推進するために、相談、指導、その他援助の取り組みを行った事業主団体（連合団体含む）に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

2014/5/7 掲載

受動喫煙防止対策に関する職場内環境測定支援（たばこ煙濃度等の測定のための機器の貸与）（厚生労働省）

たばこ煙の濃度及び喫煙室の換気の状態を把握し、職場における効率的な受動喫煙防止対策を行うために必要な測定機器として、デジタル粉じん計及び風速計の無料貸与を行います。また、機器の使用法や結果の評価方法について、電話で相談を受け付けるほか、機器に不慣れな事業場などについては、実地に赴いて技術者が測定を行います。平成 26 年度から、機器の送料も無料になりました。

2014/5/7 掲載

受動喫煙防止対策助成金制度（厚生労働省）

中小企業事業主喫煙室以外での喫煙を禁止するために喫煙室を設置などする取組みに対し助成することにより、事業場における受動喫煙防止対策を推進することを目的としています。平成 26 年度の申請受付は 4 月 1 日から開始しています。

・募集期間： 2014/4/1 -

2014/4/18 掲載

中小企業基盤整備機構の賃貸施設入居に関する申込者紹介制度 (中小企業基盤整備機構)

取引先事業所の閉鎖等の影響により売上減少が見込まれる中小企業・小規模事業者が実施する新たな取引先を開拓するために必要な市場調査や試作開発及び事業実施に必要な設備投資等に要する経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者の振興と経営の安定に寄与することを目的とします。※予算額に達した段階で公募受付を終了します。

・募集期間： 2014/4/1 - 2015/3/31

動 向

- 9 月 2 4 日 日本繊維産業連盟 第 8 5 回繊維通商問題研究会
- 9 月 2 5 日 中央職業能力開発協会 平成 2 6 年度「ものづくりマイスターを活用した人材育成シンポジウム」
- 9 月 2 5 日 大日本蚕糸会 純国産絹マーク審査委員会
- 9 月 2 6 日 大日本蚕糸会 蚕糸功労者表彰式
- 9 月 2 7 日 全国染織連合会 第 1 8 回全国きものデザインコンクール 表彰式
- 1 0 月 1 日 全国中央会 平成 2 6 年度中小企業団体トップセミナー
- 1 0 月 3 日 中央蚕糸協会 内外シルク研究会（第 2 4 回）

会議予定

☆ 日本繊維産業連盟 幹事会

1 0 月 2 0 日（月） 1 4 時 ～ 1 5 時 3 0 分 於：繊維会館

☆ 全国中央会 第 6 6 回中小企業団体全国大会

1 0 月 2 3 日（木） 1 3 時 3 0 分 ～ 1 6 時 於：日比谷公会堂

☆ 全国中央会 全国中小企業団体代表者の集い

1 0 月 2 3 日（木） 1 7 時 3 0 分 ～ 1 9 時 於：帝国ホテル

- ☆ 桐生織物協同組合 織都桐生千三百年記念式典
10月24日(金) 14時30分～ 於：桐生市市民文化会館
- ☆ 桐生織物協同組合 織都桐生千三百年記念祝賀会
10月24日(金) 16時15分～ 於：桐生地域地場産業振興センター
- ☆ 全日本帯地連盟 平成26年度全日本帯地連盟委員総会
10月25日(土) 10時～ 於：桐生織物協同組合
- ☆ 日本繊維倶楽部 第307回繊維午餐会・平成26年度第2回理事会
10月28日(火) 12時～15時 於：KKRホテル東京
- ☆ 日本繊維産業連盟 第86回繊維通商問題研究会
10月29日(水) 14時～16時 於：繊維会館
- ☆ 当会 絹織物部会及び化合繊維物部会並びに先染・後染化合繊維物専門委員会
合同会議
11月 5日(水) 12時～ 於：蚕糸会館
- ☆ 当会 資産運用検討委員会
11月 5日(水) 合同会議終了後 於：蚕糸会館
- ☆ 当会 第5回本会運営に関する検討委員会
11月 5日(水) 14時～ 於：蚕糸会館
- ☆ きものサミットIN 東京
11月10日(月) 10時～13時 於：日本橋三井ホール
- ☆ 厚生労働省 卓越した技能者の表彰式
11月10日(月) 14時～ 於：京王プラザホテル
- ☆ 繊維産業流通構造改革推進協議会 第15回経営トップ合同会議
11月12日(水) 14時～18時 於：TOC有明ビル
- ☆ 第4回日中韓繊維産業協力会議
11月20日(木) 8時50分～20時 於：帝国ホテル大阪

イベント

- ☆ intertextile SHANGHAI apparel fabrics
10月20日(月)～23日(木) 9時～17時30分(最終日 14時まで)
会 場：中国 上海 上海新国際博覧中心
- ☆ 織都桐生千三百年 絹でつながる日本の産地展
10月23日(木)～27日(月) 10時～16時
会 場：桐生織物会館

- ☆ 2014 桐生テキスタイルプロモーションショー桐生展
10月24日（金）～ 26日（日）10時 ～ 16時
会 場：桐生地域地場産業振興センター

- ☆ 丹後織物総合展「Tango Fabric Marche」
10月30日（木）～ 31日（金）10時 ～ 18時（最終日 17時まで）
会 場：代官山 ヒルサイドテラス アネックスA棟

- ☆ JFW JAPAN CREATION 2015
11月 5日（水）～ 6日（木）10時 ～ 18時
会 場：東京国際フォーラム ホール1

- ☆ Premium Textile Japan 2015 Autumn/Winter
11月 5日（水）～ 6日（木）10時 ～ 18時
会 場：東京国際フォーラム ホール2

- ☆ 2015/16 Autumn & Winter Bishu Material Exhibition
11月 5日（水）～ 7日（金）9時30分 ～ 18時30分
会 場：青山TEPIA （初日 13時 ～ 最終日 17時まで）

- ☆ 長浜きもの大學2014
11月 8日（土）
会 場：長浜市街地一帯

- ☆ きものサローネ in 日本橋
11月 8日（土）～ 13日（木）10時30分 ～ 20時
（8日、11日のみ11時30分 ～）
会 場：COREDO 室町 日本橋三井ホール（8日 ～ 10日）
YUITO 野村コンファレンスプラザ日本橋（11日 ～ 13日）

- ☆ The 33rd JAPANTECH 2014
11月12日（水）～ 14日（金）10時 ～ 17時
会 場：東京ビッグサイト 東ホール1

- ☆ 第112回 博多織求評会
11月13日（木）～ 16日（日）10時 ～ 17時
会 場：萬松山 勅旨 承天禅寺 （初日 13時 ～ 最終日 15時まで）

☆ 第65回丹後織物求評会・総合展示商談会・一般展示会

11月26日（水）～ 27日（木）10時～ 17時（最終日 16時まで）

会 場：京都産業会館5F コムスホール

☆ IFFT/インテリア ライフスタイル リビング 2014

11月26日（水）～ 28日（金）10時～ 18時（最終日 17時まで）

会 場：東京ビッグサイト 西1・2ホール+アトリウム